



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針及び IFRS®サステナビリティ開示基準に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は [2024 年 3 月 18 日から 21 日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-6）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー-9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー-14）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー-15）](#)
- [IFRS 第 9 号の適用後レビュー – 減損（アジェンダ・ペーパー-27）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）](#)
- [「公的説明責任のない子会社：開示」基準書の更新（アジェンダ・ペーパー-32）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [電力購入契約（アジェンダ・ペーパー-3）](#)
- [超インフレでない企業による超インフレの表示通貨の使用（IAS 第 21 号）（アジェンダ・ペーパー-12）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2024 年 3 月 18 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-6）

IASB は 2024 年 3 月 20 日に会合し、情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」に対する利害関係者のフィードバックを分析した。当該分析で扱ったのは、以下に関して利害関係者が提起した事項である。

- 取引価格の算定
- 収益をいつ認識すべきかの決定
- 開示要求の適用

取引価格の算定（アジェンダ・ペーパー6A）

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 変動対価
- b. 売上に基づく税金
- c. 現金以外の対価
- d. 取引価格の算定のその他の諸側面

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、顧客に支払われる対価に関する事項についても議論した。IASB はこれらの事項に関して何も決定を求められなかった。

収益をいつ認識すべきかの決定（アジェンダ・ペーパー6B）

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 支配の概念及び一定の期間にわたる収益の認識のための要件
- b. 一定の期間にわたり充足される履行義務の進捗度の測定
- c. 収益をいつ認識すべきかの決定のその他の諸側面

14 名の IASB メンバーのうち 13 名が決定(a)に賛成し、14 名の IASB メンバー全員が決定(b)から(c)に賛成した。

開示要求（アジェンダ・ペーパー6C）

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. いくつかの開示要求のコストと便益のバランスに関するコメント提出者の懸念
- b. 開示される情報の質の差異
- c. 開示要求のその他の諸側面

14 名の IASB メンバーのうち 12 名が決定(a)から(b)に賛成し、14 名の IASB メンバー全員が決定(c)に賛成した。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画で識別された他のトピックに関するフィードバックを分析する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2024 年 3 月 21 日に会合し、料金規制対象活動に関する公表予定の IFRS 会計基準書（公表予定の RRA 基準書）に含めるべき、公開草案「規制資産及び規制負債」で提案した要求事項について再審議した。これらの要求事項は、見積った将来キャッシュ・フローの割引に関するものである（アジェンダ・ペーパー9A）。

IASB は、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（公表予定の子会社基準書）に含めることが考えられる、公表予定の RRA 基準書についての削減された開示要求を開発すべきかどうかについても議論した（アジェンダ・ペーパー9B）。

見積った将来キャッシュ・フローの割引（アジェンダ・ペーパー9A）

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りを割引くことを企業に要求する提案を維持する。
- b. 規制資産又は規制負債についての規制料金算定利率を当該規制資産又は規制負債についての割引率として使用することを企業に要求する提案を維持する。
- c. 公開草案において提案した規制料金算定利率の定義を維持する。
- d. 規制資産又は規制負債の認識とその回収又は履行との間の期間が 12 か月以下となると企業が見込んでいる場合に、規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りを割引くために(a)に記述した要求案を企業が適用することを免除する。
- e. (d)に記述した免除を適用することを選択する企業に対して、その旨を開示し、企業が当該免除を適用した規制資産及び規制負債の報告期間の末日現在の帳簿価額を開示することを要求する。
- f. 規制上の合意が回収又は履行についての時間的枠組みを定めていない規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りを割引くために(a)に記述した要求案を企業が適用することを免除しない。
- g. 規制上の合意が、当初認識時に、規制資産又は規制負債の存続期間にわたってさまざまな規制料金算定利率を定めている場合に、単一の割引率を計算することを企業に要求する提案を維持する。
- h. (g)に記述した単一の割引率の計算に関するガイダンスを提供しない。
- i. (g)に記述した規制資産又は規制負債を測定する企業について、認識と規制料金算定利率の発生が開始する日との間の期間が 12 か月以下となると企業が見込んでいる場合に、当該期間についての将来キャッシュ・フローの見積りを割引くために(a)に記述した要求案を適用することを免除する。
- j. (i)に記述した免除を適用する企業に対して、その旨を開示し、企業が当該免除を適用した規制資産及び規制負債の報告期間の末日現在の帳簿価額を開示することを要求する。
- k. (g)に記述した要求案は、金利ベンチマークに応じて決まる規制料金算定利率が付される規制資産又は規制負債には適用されない旨を明確化し、そのような規制資産又は規制負債の測定に関しての追加のガイダンスは提供しない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

規制対象企業についての削減した開示（アジェンダ・ペーパー9B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公表予定の RRA 基準書について削減した開示を現時点では開発しない。
- b. IASB が公表予定の子会社基準書を公表した後に公表することを計画している「キャッチアップ」公開草案において、削減した開示を開発しないという決定について利害関係者の意見を求める質問を含める。

14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は引き続きプロジェクト提案について再審議する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2024 年 3 月 20 日に会合し、次のことについて議論した。

- IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案についての経過措置
- IAS 第 28 号の修正を提案する公表予定の公開草案（公開草案）についてのデュー・プロセスの手順

公開草案に向けて一経過措置（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 投資者又は共同支配投資者が、関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識する要求を遡及適用するという、暫定的な決定を明確化する。投資者又は共同支配投資者は、制限された利得又は負債の残りの部分を認識することによって、提案されている要求を適用する。当該利得又は損失の累積的影響額は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って移行日における利益剰余金の期首残高の修正として認識される。
14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。
- b. 要求事項案の適用開始時に、投資者又は共同支配投資者が、移行日において、関連会社又は共同支配企業に対する投資の回収可能価額を見積っていた場合には、投資者又は共同支配投資者が次のようにすることを提案する。
 - i. 帳簿価額を当該回収可能価額まで減額する。
 - ii. 減損損失を利益剰余金の期首残高に認識する。14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。
- c. 1 つ又は複数の期間の比較情報を表示することを選択する（又は法令で要求されている）投資者又は共同支配投資者は、追加的な過去の期間について次のいずれかの比較情報を表示することができると提案する。
 - i. 要求事項案の影響について調整後 — 移行日は、表示する最も古い修正後の比較対象期間の期首となる。
 - ii. 要求事項案の影響について未調整 — 投資者又は共同支配投資者は、比較情報を未調整のものとして識別し、比較情報は異なる基礎で作成されている旨を開示して当該基礎を説明する。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている情報の開示を、当期及び投資者又は共同支配投資者が未調整で表示する追加的な過去の期間については免除することを提案する。
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案に向けてデュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、公開草案について 120 日のコメント期間を設定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

1 名の IASB メンバーが公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した。

次のステップ

IASB は公開草案の書面投票プロセスを開始する。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は 2024 年 3 月 19 日に会合し、以下の検討における進捗状況について議論した。

- a. 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するにあたり企業が IFRS 会計基準をどのように適用するのかを例示するための設例（アジェンダ・ペーパー14A-14B）
- b. 見積りに関する情報の開示に関する IFRS 会計基準における要求事項を明確化又は拡充するための考え得る基準設定（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は、本プロジェクトの目的を達成するのに役立てるために IASB が行うことを決定した他の行動の位置付け及び今後のステップについても議論した（アジェンダ・ペーパー14）。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの方向性について議論する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

IASB は 2024 年 3 月 20 日に会合し、本プロジェクトについてのアップデートを受けた。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの方向性について議論する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）

IASB は 2024 年 3 月 18 日に会合し、「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」の情報要請に対して示された、IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の要求事項に関するフィードバックについて議論した。

IASB は、予想信用損失（ECL）の測定についての IFRS 第 9 号の主要な要求事項についての利害関係者の見解について議論した。議論の焦点は次のことであった。

- a. 将来予測的なシナリオの使用
- b. モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイの使用
- c. ECL の測定に関するいくつかの適用上の疑問点

IASB は、これらの事項について行動を取らないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画で識別された他のトピックに関するフィードバックについて議論する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2024 年 3 月 19 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—再審議のトピック（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の 23.38 項(a)から(c)の状況のいずれかが当てはまる場合には、SME は本人であるという提案を撤回する。
- b. 次のいずれかの場合に製品保証を独立した約束として会計処理することを SME に要求するという提案を撤回する。
 - i. 顧客が製品保証を独立して購入するオプションを有している。

- ii. 製品保証又は製品保証の一部が、製品が合意された使用に準拠しているという保証のほかに、顧客にサービスを提供している。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

その代わりに、IASBは次のことをSMEに要求することを暫定的に決定した。

- a. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における諸原則及び支配の指標に基づく要求事項を適用して、SMEが本人なのか代理人なのかを判定する。
- b. 顧客が製品保証を独立して購入するオプションを有している場合にのみ、製品保証を独立した約束として会計処理する。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 顧客が資産に対する支配を獲得するかどうかを評価しようとしているSMEに対して、当該資産を買い戻す合意があればそれを考慮することを要求する。
- b. IFRS for SMEs会計基準において、SMEが資産を買い戻す義務又は権利を有している場合には、顧客は当該資産に対する支配を獲得しない旨を定める。
- c. 顧客との契約から生じる買戻し契約をSMEがどのように会計処理するのかを定める要求事項をIFRS for SMEs会計基準に含めない。
- d. 公開草案の23.119項から23.120項で提案している未行使の権利の会計処理についての要求事項を撤回する。
- e. 契約資産及び債権を区分して表示することをSMEに要求する提案を確認する。
- f. 公開草案の23.27項(a)、(c)及び(d)における要件を適用して、SMEが約束を充足するのは一定の期間にわたってなのか一時点でなのかを判定することをSMEに要求する提案を確認する。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

第23章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—追加の代替的な簡素化（アジェンダ・ペーパー30B）

IASBは、顧客との契約を履行するために生じるコストから認識した資産の回収可能価額をSMEが見積るという要求を記述するために、「顧客の信用リスク」の代わりに「回収可能性」という用語を使用することを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案「IFRS for SMEs会計基準の第3版」に対するコメント提出者が提起したその他の論点（アジェンダ・ペーパー30C）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の30.8A項（対価の外貨での前払又は前受を含んでいる取引についての要求事項を明確化している）を最終確定し、この項において次のことを明確化する。
 - i. SMEが一般的に非貨幣性資産又は非貨幣性負債を認識する。
 - ii. 複数の前払又は前受を行うSMEは、それぞれの支払又は受取りについての取引を決定することを要求される。14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。
 - b. IFRS for SMEs会計基準の第29章「法人所得税」における法人所得税資産及び負債の相殺についての要求事項を、IAS第12号「法人所得税」の第71項及び第74項に合わせる。
- 14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

- c. IFRS for SMEs 会計基準の 28.17 項において、SME は優良社債についての市場の深さを通貨レベルで評価することを要求される旨を明確化する。
14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。
- d. 公開草案の 26.14A 項における要求を、現金決済型の株式に基づく報酬に係る対価として受け取る財又はサービスについて最終的に認識される累計額は、支払われた現金の金額と同額である旨を説明することによって明確化する。
14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

第 2 章「概念及び一般原則」の改訂案（アジェンダ・ペーパー30D）

IASB は、公開草案の第 2 章における提案を進めること及び文案を改善するためにのみこれらの提案の変更を行うことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS for SMEs 会計基準の項番号の更新（アジェンダ・ペーパー30E）

IASB は、改訂される章については項番号を変更し、修正がほとんどない章については当初の項番号を維持することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、公開草案における提案を引き続き再審議する。

「公的説明責任のない子会社：開示」基準書の更新（アジェンダ・ペーパー32）

IASB は 2024 年 3 月 20 日に会合し、IASB が公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（公表予定の子会社基準書）の公表後に公表することを計画している「キャッチアップ」公開草案について議論した。IASB は、公表予定の子会社基準書は、公表予定の IFRS 会計基準書「財務諸表における表示及び開示」（公表予定の PFS 基準書）からのすべての開示要求を含めると見込んでいる。

新しい PFS 基準書からの開示要求（アジェンダ・ペーパー32A）

IASB は、キャッチアップ公開草案において、公表予定の PFS 基準書から生じる子会社基準書における開示要求の以下による修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 経営者が定義した業績指標に関する要求事項を、公表予定の PFS 基準書における要求事項への参照で置き換える。
- b. 非流動負債に関する開示要求から開示目的を削除する。

IASB は、キャッチアップ公開草案において、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」から公表予定の PFS 基準書に引き継がれる予定の開示要求を修正することを提案しないことを決定した。IASB は公表予定の子会社基準書の開発時にそれらをすでに検討したからである。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はキャッチアップ公開草案の書面投票プロセスを開始するかどうかを決定する。

電力購入契約（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2024 年 3 月 18 日に会合し、次のことについて議論した。

- IASB が公表予定の公開草案「再生可能電力に係る契約」（PPA 公開草案）において提案する予定の電力購入契約に関する IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（公表予定の子会社基準書）の修正
- PPA 公開草案についてのデュー・プロセスの手順（書面投票プロセスを開始する許可を含む）

公開草案「再生可能電力に係る契約」及び自己使用の要求事項の修正案の範囲（アジェンダ・ペーパー3A）

PPA 公開草案の範囲

IASB は、PPA 公開草案の範囲を「再生可能電力に係る契約」に限定することを暫定的に決定した。これは次のような契約である。

- a. 再生可能電力の生産の源泉が自然に依存するものであるため、特定の時期又は特定の数量での供給を保証できない。源泉の例としては、風力、太陽光及び水力がある。
- b. 購入者が、生産量買取（pay-as-produced）の特徴により、当該契約の下でほとんどすべての数量リスクに晒されている。数量リスクとは、生産される電力量が生産時点における購入者の需要と一致しないリスクのことである。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

自己使用の要求事項の修正案

IASB は、再生可能電力の購入者は、IFRS 第 9 号の 2.4 項における自己使用の要求事項を適用するにあたって、契約の開始から契約期間全体を通じて、次のことを考慮するよう要求する提案を暫定的に決定した。

- a. 契約の目的、設計及び構造、並びに当該契約に基づいて引き渡されると見込まれる数量が、契約の残存期間にわたる企業の予想される購入又は使用の必要に従った数量と引き続き整合しているかどうか。
- b. 未使用の再生可能電力の過去の売却理由、及び予想される売却理由、並びにそのような売却が企業の予想される購入又は使用の必要の要件と整合しているかどうか。次の場合には、売却は企業の予想される購入又は使用の要件と整合する。
 - i. 売却が、引き渡された再生可能電力と引渡時における企業の需要との間の不一致から生じている。
 - ii. 再生可能電力が売買される市場の設計及び運営により、企業がそのような売却の時期又は価格を決定する実際上の能力を有することが制限されている。
 - iii. 企業が、再生可能電力の売却後、合理的な期間内に、売却した数量を買い戻すことを見込んでいる。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

ヘッジ会計の要求事項の修正案（アジェンダ・ペーパー3B）

IASB は、修正案の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約がヘッジ手段として指定されているキャッシュ・フロー・ヘッジ関係について、企業が再生可能電力の予定売上又は予定購入の変動する名目的な容量（又は数量）をヘッジ対象として指定することを以下の場合にのみ認めることを提案することを暫定的に決定した。

- a. ヘッジ対象の数量が、ヘッジ手段の変動する数量の比例的部分として定められている。
- b. ヘッジ対象が、ヘッジ手段に使用されているのと同じ数量の仮定を用いて測定されている（ヘッジ対象を測定するために用いる他のすべての仮定は、ヘッジ対象の性質を反映し、ヘッジ手段の特性（価格付けの構造など）を織り込まない）。

- c. 指定された電力の予定売上又は予定購入が次のとおりである。
 - i. 買手について – 予定購入の可能性が非常に高いこと。すなわち、企業がヘッジ対象に指定するために十分な、見積られた変動する容量（又は数量）を超過する可能性が非常に高い予定購入があること。
 - ii. 売手について – 可能性が非常に高いことは要求されない。指定された数量の売上が発生する場合にヘッジされることが確実であるからである。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

提案している開示要求及び経過措置（アジェンダ・ペーパー3C）

全般的な開示

IASB は、再生可能電力に係る契約が以下に与える影響を財務諸表利用者が評価できるようにするための情報の開示を企業に要求するという、具体的な開示目的の設定を提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業の財務業績
- b. 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

IASB はまた、再生可能電力に係るすべての契約についての情報項目として、企業は次の開示を要求されると提案することを暫定的に決定した。

- a. 当該契約の契約条件。例えば、契約期間、価格設定の種類（価格調整条項を含んでいるかどうかを含む）、最低数量又は最大数量、解約条項、及び再生可能エネルギー・クレジット（RECs）を含んでいるかどうか。
- b. 当報告期間における正味購入量、又は純額決済された合計量、及びこれらの数量の著しい変動に関する説明。これらの企業は、当報告期間における電力の単位当たりの平均市場価格を開示することも要求される。
- c. 報告日現在の当該契約の公正価値に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 93 項(g)から(h)で要求されている情報を付属させたもの、又は次の情報
 - i. 企業が当該契約の残存期間にわたって売却又は購入すると見込んでいる再生可能電力の数量。この情報は、1 年以内、1 年超 5 年以内、及び 5 年超の期間のそれぞれについて範囲として示すことができる。
 - ii. (i)における分析を作成する際に用いた方法及び仮定（前期からの当該方法及び仮定の変更及びそうした変更の理由に関する情報を含む）

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業

IASB は、公表予定の子会社基準書の範囲に含まれる企業に対して、再生可能電力に係るすべての契約について、以下の開示を要求する提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 当該契約の契約条件。例えば、契約期間、価格設定の種類（価格調整条項を含んでいるかどうかを含む）、最低数量又は最大数量、解約条項、及び RECs を含んでいるかどうか。
- b. 当報告期間における正味購入量、又は純額決済された合計量、及びこれらの数量の著しい変動に関する説明。これらの企業は、当報告期間における電力の単位当たりの平均市場価格を開示することも要求される。
- c. 報告日現在の当該契約の公正価値に、レベル 3 の公正価値として測定される資産及び負債について公表予定の子会社基準書が要求している情報を付属させたもの、又は次の情報
 - i. 企業が当該契約の残存期間にわたって売却又は購入すると見込んでいる再生可能電力の数量。この情報は、1 年以内、1 年超 5 年以内、及び 5 年超の期間のそれぞれについて範囲として示すことができる。
 - ii. (i)における分析を作成する際に用いた方法及び仮定（前期からの当該方法及び仮定の変更及びそうした変更の理由に関する情報を含む）

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

経過措置

IASBは、修正案を次のように適用するよう企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 自己使用の要求事項については、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用するが、修正案の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することは企業に要求しない。
- b. ヘッジ会計の要求事項については、将来に向かって適用する。ただし、企業は、修正案を初めて適用する事業年度中に、すでに指定したキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象の指定を変更することが認められる。こうした変更は、ヘッジ関係の中止とはならない。

IASBは次のことも暫定的に決定した。

- a. 当期及び表示する過去の各期間について、IAS第8号の第28項(f)で要求されている定量的情報を企業が開示することを免除する。
- b. 最終的な修正の公表日から修正案の早期適用を認め、当該修正を早期適用する企業にその旨の開示を要求する。
- c. 初度適用企業に対して経過的な救済措置を設けない。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセスの要求事項（アジェンダ・ペーパー3D）

IASBは、修正案についてのデュー・プロセスの手順について議論した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、PPA公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

2名のIASBメンバーがPPA公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した。

次のステップ

IASBはPPA公開草案を2024年5月に公表する予定である。

超インフレではない企業による超インフレの表示通貨の使用（IAS第21号）（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは、2024年3月19日に会合し、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正案に関して、次のことについて議論した。

- 公的説明責任のない子会社に対する開示要求
- デュー・プロセスの要求事項

この修正は、超インフレではない企業による超インフレの表示通貨に関するものである。

公表予定のIFRS会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」で定義している、公的説明責任のない子会社（要件を満たす子会社）について、IASBは次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. 修正案の範囲に含まれる要件を満たす子会社は、過去の期間に係る財務諸表（又は在外営業活動体の業績及び財政状態）及び対応する数値が、直近の財政状態計算書日現在の決算日レートで換算されている旨を開示することを要求される。
- b. 表示通貨が超インフレではなくなった要件を満たす子会社は、その旨を開示することを要求される。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは、機能通貨が超インフレではない在外営業活動体の業績及び財政状態を超インフレの表示通貨に換算する、要件を満たす子会社は、当該営業活動体の業績及び財政状態に関する要約財務情報の開示を要求する提案を行うことを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーのうち13名がこの決定に賛成した。

IASBは公開草案について120日のコメント期間を設定した。

14名のIASBメンバー全員が、IASBは適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

公開草案における提案に反対票を投じる意向を示したIASBメンバーはいなかった。

次のステップ

IASBは公開草案を2024年の第3四半期に公表する予定である。